

登録証明機関ヒアリングにおけるご意見・要望等

MRI 三菱総合研究所

2022年12月7日

デジタル・イノベーション本部

第7回検討会での主な意見・要望

- 第7回検討会では登録証明機関による欧米基準試験データの活用促進のための対応の方向性を事務局から提案。内容等について登録証明機関にヒアリングを行った。
- 各登録証明機関からの提出意見およびそれを踏まえた構成員・オブザーバの主な意見は以下の通り。
- (各登録証明機関の意見の詳細については、4ページ以降に記載。)

(ガイドライン及びQ&A集の位置づけ・運用に関する意見)

- ガイドラインの策定にあたっては、登録証明機関による認証の柔軟性と画一性のバランスを意識して議論すべき。イノベーション促進の観点で登録証明機関の柔軟な対応の余地を残すべき。
- 登録証明機関によって基準認証制度の解釈が異なり、認証可否や必要書類に差異が生じることは好ましくない。
- 「柔軟な対応が出来るように余地を残した制度」を提案されているが、メーカーとしても新たなユースケースを導入した場合を想定すると、重要な観点と考える。
- 他方、ガイドラインが緩すぎて登録証明機関間で対応に差異が発生すると困る。
- 受け入れる欧米基準試験データの品質を担保するための基準について、国内の登録証明機関内で測定した欧米基準に基づく試験データであれば品質が担保されていると考えられるのか。
- ガイドラインやQ&A集の策定後も、継続して更新が可能な枠組みとするべき。
- ガイドラインやQ&A集の言語や欧米基準試験データ(試験レポート)の翻訳要否についても議論すべき。

第7回検討会での主な意見・要望(つづき)

1. 基準認証制度のマニュアルについて

- 法令上は規定されているものの登録証明機関によって解釈に差異が生じている可能性がある事項を盛り込むのはどうか。
- 認証ラベル(技適マーク)の表記方法について登録証明機関の間で差異が生じないように整理してもらいたい。
- これまで総務省やICCJ等から発行・公表されたガイドラインについて登録証明機関、登録外国適合性評価機関、申込者に広く理解いただけるようマニュアルやQ&A集で周知し、現在公表されていないものも含めて、総務省の定めるガイドラインとして整理し公表してはどうか。
- 登録証明機関協議会が定めたガイドラインはなぜ非公表なのか。

2. 欧米基準試験データの活用のためのガイドラインについて

- 欧米基準試験データを受け入れる際、登録証明機関で審査すべき事項と審査を省略できる事項についてのガイドラインが必要。
- 特性試験方法は告示の方法若しくは各登録証明機関が臨時に定める方法のいずれかであると定められていることを踏まえ、特性試験方法のマニュアル化については証明等規則別表第一号の内容にリンクする情報(技術基準など)を掲載するのみで十分ではないか。詳細なマニュアル化は認証の柔軟性を損なう可能性がある。
- 欧米基準試験データの品質を担保する基準が必要ではないか。(特に欧州では自己宣言が基本のため、国際規格認可済み試験所や認証機関(NB)の関与を確認すべきではないか)
- 欧米基準試験データとして活用可能なバージョンの明確化および最新版の管理が必要ではないか。

3. Q&A集について

- 登録証明機関に対する個別の問合せと回答を他の登録証明機関に共有する場を設けてはどうか。

(参考)第7回検討会での主な意見・要望 詳細①

1. 基準認証制度のマニュアルについて

盛り込むべき事項(登録証明機関による解釈の差異が生じていると考えられる事項)

- 複合無線設備の工事設計認証番号(証明等規則様式第7号5(1))の考え方について、同一の無線設備(例えばBluetooth)を同一筐体内に複数実装した場合、1つの(同一)認証番号で認証可能か。【TUV】
- 複数種類ある構造の適用条件の記載についての解釈について、一部ガイドライン化されているが、一部現状の機器に即していない記載があるため、改めて現状の機器に即して解説していただきたい。【TUV】
- 認証ラベルの表記について、本体への表示が基本だが、本体への表示が不合理な場合、マニュアル及び梱包材への記載が許されている。その際の不合理であると判断する基準を解説していただきたい。(見た目では表示するスペースがあるが表示していないケースがある。またFCCやCEマークは表示しているがそのため技適マークを表示するスペースが無いと主張してくる顧客がある)【TUV】
- モジュール認証について、ガイドライン(一般非公開)が制定されているが、モジュール認証は広く活用されているので、基準認証制度のマニュアルにおいて、最新の無線設備に合わせてモジュール認証について記載していただきたい。【TUV】
- 「容易に開けることができない構造」としての特殊ネジについて、登録証明機関協議会発行のガイドラインではネジ穴にピンが立っているタイプを要求。ところが申込者の回答より、ネジ穴にピンが立っていないタイプでも担保できる認識であることを伺わせるものがあった。ガイドラインの周知が不十分であることも一因と予想される。【UL】
- 容易に開けることができない構造について、ICCJのガイドライン(非公開)においては、筐体が特殊な工具等を使用しない限り開閉できないネジが使用されているもの、とされているが、プラスネジで認証されているとの情報があった。公開のガイドラインにおいて規定することが望ましいと考えられる。【TELEC】構成員限り
- 無線設備の構成(範囲)について、以下のような情報があることから、認証の対象となる無線設備の範囲について改めて説明することが考えられる。(次頁に①②の具体例を図示)【TELEC】
 - ① 衛星地球局の無線設備で、アンテナとODU(Out Door Unit)(増幅を行う屋外装置)のみで(IDU(InDoor Unit)(変復調等を行う屋内装置)を含めずに)認証
 - ② ローカル5Gの無線設備はCU(Central Unit)、DU(Distributed Unit)、RU(Radio Unit)、アンテナ等で構成されるものと考えられるが、CU及びDUなしで認証
 - ③ 無線機本体と空中線をつなぐケーブルを考慮しないで認証(ケーブルの有無、ケーブルの付替えを考慮せず)
- EIRPの偏差について、空中線電力については、定格値+20%などの偏差が認められているが、等価等方輻射電力(EIRP)の規定があるものについては(偏差のない)上限値で規定されている。このEIRPについても偏差があるものとして認証されているとの情報があることから、改めて説明することが考えられる。【TELEC】
- 工事設計認証の場合、確認方法書を提出する必要があるが、証明規則別表第4号で求められる記載内容の存在のみ(資料の有ることのみ)を示せばよいとしているとの情報があった。登録証明機関に提出すべき内容については、電波利用ホームページにQ&Aがあるが、具体的な記載例等を含め、示していただくことが望ましい。【TELEC】

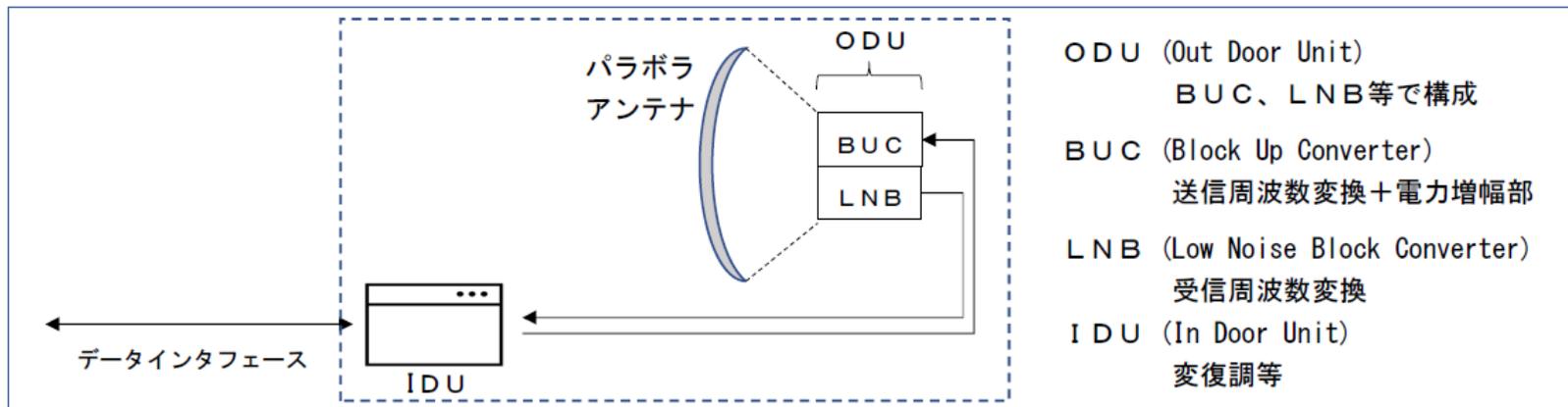
(参考)第7回検討会での主な意見・要望 詳細②

1. 基準認証制度のマニュアルについて(つづき)

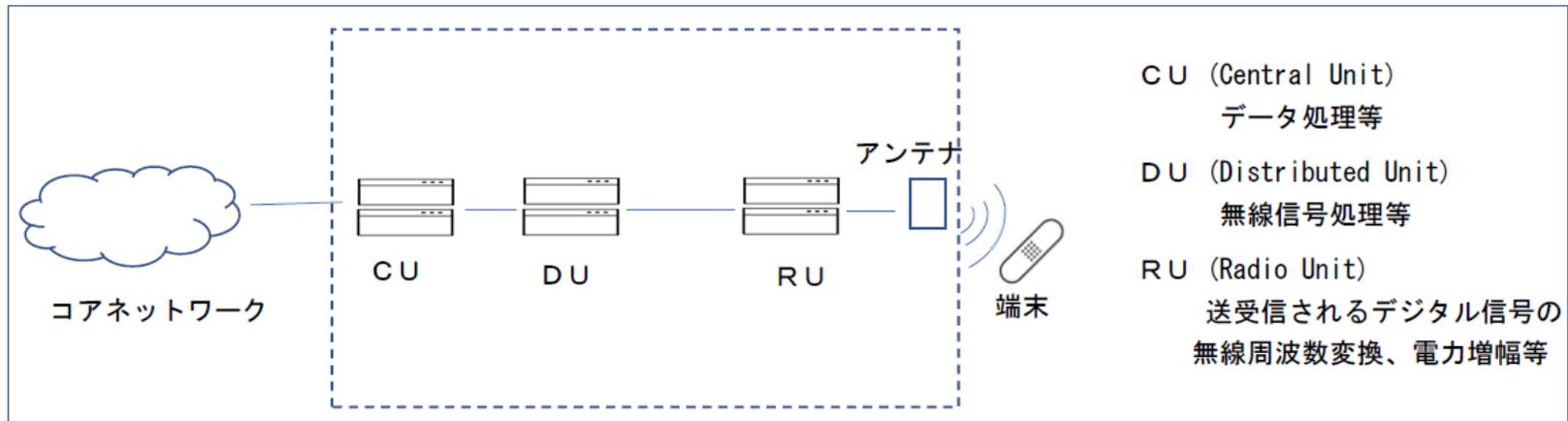
無線設備の範囲が異なる具体例

■テレコムエンジニアリングセンター(TELEC)

①の具体例 (VSAT地球局)



②の具体例 (ローカル5G基地局)



(参考)第7回検討会での主な意見・要望 詳細③

1. 基準認証制度のマニュアルについて(つづき)

基準認証制度のマニュアルの運用に関する意見・要望

- 2004 年度版 電気通信機器基準認証制度マニュアル が総務省 Web で閲覧できる状態。上記の内容に加え、基準認証制度における最新の情報は総務省の Web 上で確認が可能のため、これらの情報をマージするだけで十分と思われる。【DSPR】
- 認証等審査上で登録証明機関による法令の解釈が振れそうなものについては、情報通信認証連絡会(ICCJ)の関連資料(ガイドライン)として公開済み。ICCJ で公開されているガイドライン以外に、登録証明機関協議会が定めたガイドラインが存在するが非公開のため、公開できる内容に精査した上で公開方法を検討することが考えられる。上記以外にガイドラインとしての制定が必要な場合には、ICCJ 又は登録証明機関協議会で検討を行えば十分と考える。【DSPR】
- 解説書やQ&A集に盛り込む内容としては、これまで発行されているガイドライン類が考えられる。ガイドライン類の作成者は、総務省、ICCJ等があり、公表の状況もまちまちである。(関係者の共通認識を示すものとして公表されていないものもある。)登録証明機関や、登録外国適合性評価機関の中にはこうした内容を十分に認識していないところもあると思われること、また、申込者にも広く理解いただけるようにするためにも、解説書やQ&A集で周知するとともに、現在公表されていないものも含めて、総務省の定めるガイドラインとして新たに制定、公表いただくことが望ましい。【TELEC】
- 測定データ以外でも、登録証明機関により解釈が異なると、証明の可否に影響があり得ると思われる。申込者にとっては、申込先によって証明の可否が変わったり、必要な書類が変わることは好ましくなく、こうした解釈の相違ができるだけ生じないようにすることが望ましい。【TELEC】
- 登録証明機関協議会は長らく開催されておらず、年1回の総務省MRA国際ワークショップが唯一の情報共有の機会である。まずは登録証明機関どうしで情報共有を行った上で、ガイドラインの検討を行うべき。【DSPR】

(参考)第7回検討会での主な意見・要望 詳細④

2. 欧米基準試験データの活用のためのガイドラインについて

盛り込むべき事項(登録証明機関による解釈の差異が生じないように明確化が望ましい事項)

- 欧米基準試験データを受け入れる際の受け入れ可否の基準について、FCCは認定試験所で試験は実施しており一定の品質が保証されていると考えられるが、REDは自己宣言が基本のため、そのような保証がない。従って試験データを受け入れるにあたり品質を担保できる基準が必要と考える。【TUV】
 - FCCの試験データの場合:FCCの認証申請のための試験データのみ受け入れ可能とする(事前評価や実力評価のデータは不可)
 - REDの試験データの場合:ISO/IEC17025やilac-MRAを必須とする
- 米国レポートについて、FCC認可済みであることの確認。欧州レポートについて、NB検証が実施されているか否かの確認。NB検証が無い場合、試験の実施がISO 17025認定試験所か否かの確認【UL】
- 欧米基準試験データに記載の受け入れ可能な適用試験規格や試験方法のバージョンについて、受け入れ可能なバージョンを明確化し、常に最新の状態に管理する必要がある。【TUV】
- 欧州レポートについて、適用できるバージョンの明確化(その時点での整合規格に限る等)【UL】
- 申込者の提出した欧米レポートが他社向けのものである場合の対処法(主にモジュールレポートを想定)【UL】
- 欧米基準試験データで審査すべき事項について、試験データを受け入れる際、登録証明機関で審査すべき事項・審査を省略できる事項についてのガイドラインが必要と考える。(例:試験方法等の規格バージョン、試験日、試験方法に則して実施しているか、計測器のスクリーンショットの妥当性)【TUV】
- 試験に使用する計測器の較正の受け入れ可能な基準について、電波法で要求されている計測器の較正要件とFCCやREDでの要件の差異についてどのように扱うのかの基準が必要と考える。【TUV】
- 筐体要件のある無線設備に対する理解の相違(省令及び告示で筐体に含む範囲が明確なもの及びガイドラインとして共有されているものを除く要件の考え方)。登録証明機関協議会にて協議したモジュール状の筐体要件に関する考え方を議論した以降に登録された証明機関への周知等が不十分なため。【DSPR】
- 空中線の追加等に係る工事設計認証の解釈の違い(認証を受けた空中線の利得以下であれば、空中線追加の認証を必要としないという考え方)。現行規則では携帯電話端末については、証明規則別表第2の工事設計書の記載例に、「2以上の空中線を使用する場合にあっては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること」との記載はあるが、空中線追加において認証が不要との考え方にはなっていないとの整理のため。【DSPR】

(参考)第7回検討会での主な意見・要望 詳細⑤

2. 欧米基準試験データの活用のためのガイドラインについて(つづき)

登録証明機関における特性試験審査のマニュアル化
<ul style="list-style-type: none"> 前提として、特性試験方法は告示の方法若しくは各登録証明機関が臨時に定める方法のいずれかであると定められている。無線 LAN 及び Bluetooth の欧米基準試験データの活用は現行規則下では限定的である旨、前回作業班で説明があったところ。特性試験の審査については証明等規則別表第一号に審査すべき項目が記載されている。その試験結果が当該特定無線設備の技術基準に適合している事を判定するのみなので、特段難しいことではないと考える。特性試験方法のマニュアル化については、証明等規則別表第一号の内容にリンクする情報(技術基準など)を掲載するだけで十分ではないかと考える。その上で、欧米基準試験データが日本の技術基準に適合していることを判断するのは認証機関に委ねられているので、詳細なマニュアル化は登録証明機関制度の柔軟性を阻害する要因になるのではないかと危惧する。【DSPR】
欧米基準試験データを活用する際のベストプラクティスなど
<ul style="list-style-type: none"> 登録証明機関は、試験データ等の受入可否を自らの責任において判断できるとしている。受け入れ条件が厳しい認証機関は法令を厳し目に見ている＝自らのリスク軽減のため。登録証明機関は法令に基づき厳格な審査を行っている一方、民間企業としての顧客サービスも求められる。登録証明機関制度は登録証明機関に柔軟な対応が出来るように余地を残した制度であると理解している。よって、欧米基準試験データを活用してくれる登録証明機関を選択すれば良いと思われる。(ただし、登録証明機関は自らのリスク回避も考慮している)。一方、欧米基準試験データをすべての登録証明機関で全面的に活用するためには、技術基準及び試験方法の改正が必要と考える。(別の議論)【DSPR】
これまで欧米基準試験データを活用することにより審査・認証がスムーズに進んだ事例
<ul style="list-style-type: none"> FCCの伝導試験についてのサンプルの要件と電波法の要件が同等であるとの説明することにより、顧客の理解が容易となったことがある。【TUV】 REDの伝導試験についてのサンプルの要件も電波法の要件とほぼ同等であり、その差分のみ説明することにより、顧客の理解が容易となったことがある。【TUV】 FCC・REDの認証申請の資料に電波法の認証申請のための技術資料を流用できたことがある。【TUV】

(参考)第7回検討会での主な意見・要望 詳細⑥

3. Q&A集について

<p>基準認証制度に関する事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 定格電源のみで良とするために電圧変動の実測が必要か部品の仕様での確認で良いか【TUV】 • 5GHz・6GHz WLANの上・中・下の試験チャンネルの考え方【TUV】 • 工事設計の変更の申請が必要となる事項【TUV】 <ul style="list-style-type: none"> – 無線設備系統図以外の箇所の変更 – SARの再測定が必要となる判断基準 – 形状の変更で変更申請が必要となる基準 – アンテナ端とアンテナ間の給電線の追加・延長 • 5GHz WLANのEIRPには偏差の規定がない。これについての合否判定の方法について、申請値に対してのEIRPで審査するのか試験時の測定値に対してか。【TUV】
<p>欧米基準試験データの活用に関する事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 認証実績報告の際、試験結果も報告対象となる場合、報告対象の項目のみ抜粋するのか、レポートをそのまま報告で良いのか【TUV】 • FCC認証前の試験レポートを受け入れて審査・認証して良いか。(例えば日本向けと北米向けが並行して申請されているような場合)【TUV】 • 電波法認証の申請者と欧米基準試験データの依頼者が異なる場合の受け入れの可否(一般公開されているFCCのレポートを使って電波法の認証を申請を希望された場合)【TUV】 • モジュールについての欧米基準試験データを用いてそのモジュールを実装した製品の工事設計認証は可能か。【TUV】
<p>Q&A集の運用に関する意見・要望</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 個別に行われた質問に関して、その回答を他の証明機関へ展開する機会がない。証明機関の差分を減らすために共有は有効と考えられる。米国FCCでは、製品機密の関係上、個別のFAQ(KDB inquiry)も存在するが、機密に関わらない規則の解釈等に関するものはTCBワークショップの場でいくつかピックアップし、共有されている。【UL】 • ガイドラインやQ&A集に盛り込むべき追加事項があれば、継続して総務省へ提案できることを要望。【UL】 • 新規の法令制度化の際に、各登録証明機関から当該制度の概要がプレスリリースされていると思われる。その内容には、制度概要、認証上の取扱い及び想定 Q&A が含まれると想定されるので、参考にできると考える。【DSPR】 • ガイドライン等の参照情報を必要に応じて Q&A 項目ごとに記載するなど。【DSPR】 • 細かくフォローしようとするほど作業量が増えるので、現行の仕組みや組織を柔軟に適応させる必要があると考える。【DSPR】 • 技術の進展等により状況が変化することから、Q&Aは随時更新して頂くことが望ましいと考えられる。米国FCCのKDBが参考になる。【TELEC】